練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）

平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）

～読書で築く　ねりまの子どもたちの未来～

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」© 練馬区

平成 27 年（2015 年）9 月

練馬区教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

区では、平成 16 年３月に「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」、平成 21 年３月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（平成 21 年度～25 年度）」、平成 26 年３月に第二次計画の計画期間を１年間延長した「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（改訂版）」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

第三次計画の策定にあたっては、新しい区政運営の羅針盤となる、「みどりの風吹くまちビジョン」等関連する計画との整合性を図りながら、総合的・計画的な事業が展開できるよう定めました。また、第一次計画策定時に掲げた「読書で築く　ねりまの子どもたちの未来」の理念のもと、新たに基本目標を定め、乳幼児から発達段階に応じた取組を示して、子どもの読書活動の推進を図ることとしています。

さらに、平成 27 年６月に策定した「アクションプラン」で、区立図書館と連携して、全小中学校の学校図書館の資料を充実し、情報化、人的配置等を支援することで、学校図書館の機能強化を図るよう計画化しています。

今後とも、第三次計画に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動を推進するための取組の充実を図るとともに、練馬の子どもたちが、幼い頃から読書習慣を身に付け、読書によって得られる広い世界や多くの体験を通して情操を豊かに育むために、一人ひとりが多くの本と出会い、読書活動を通して明るい未来を築けるような環境づくりに努めてまいります。

最後に、本計画策定にあたって、学識経験者、関係団体、公募区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」の皆さまからご提言、ならびに区民の皆さまから貴重なご意見をいただきました。心より御礼申し上げるとともに、引き続き、計画の実現にあたり、お力添えをお願い申し上げます。

平成 27 年（2015 年）９月

練馬区教育委員会　教育長　河口　浩

目　次

第一章　計画の基本的な考え方…… 1
　第一　子どもの読書活動の意義…… 1
　第二　子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等…… 1
　第三　計画の性格…… 4
　第四　計画の期間…… 4
　第五　計画の対象となる子どもの年齢…… 4

第二章　計画の基本目標と取組の体系…… 5
　基本目標…… 5
　練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）体系図…… 6

第三章　子どもの読書活動推進のための取組…… 8
　第一　乳幼児の読書活動の推進…… 8
　第二　小中学生の読書活動の推進…… 12
　第三　高校生等の読書活動の推進…… 17
　第四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進…… 19
　第五　関係団体等との連携…… 21

発達段階別取組一覧…… 24

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）取組項目　担当課一覧…… 26

用語説明…… 29

資料編…… 32

第一章　計画の基本的な考え方

第一　子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第２条より)

子どもは、読書により広い世界を知り、自分自身の考えを確かめ、深めることを経験します。そして、この経験を重ねて、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心等を身に付けることができます。

また、子どもたちが、変化の激しい社会を生きていく上で、読書を通して、自ら考え、判断し、表現してさまざまな問題を解決する能力を育むことができます。さらに、読書を通して多くの文章に触れることは、語彙（ごい）の増大や文章を書く力等国語力の向上につながるとともに、生涯にわたる学習の基礎としても重要な意義を持つことになります。

そのため、子どもたちにさまざまな本との出会いや読書の多様なきっかけを提供していけるように、区を挙げて子どもの読書活動を推進することが重要です。

第二　子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等

区は、平成 16 年３月に「練馬区子ども読書活動推進計画」(以下「第一次計画」という。)（平成 16 年度～20 年度)、平成 21 年３月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次)」(以下「第二次計画」という。)（平成 21 年度～25 年度)、平成 26 年３月に第二次計画の計画期間を１年間延長した「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）(改訂版)」(以下「第二次計画（改訂版)」という。）を策定し、家庭、地域社会および学校のさまざまな場面で関係団体等と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

第二次計画（改訂版）の取組体系における基本的な３つの項目（１家庭・地域社会等、２学校［幼稚園・小学校・中学校］、３関係団体等の連携・協力）の取組状況は次の通りです。

1　家庭・地域社会等

家庭・地域社会等における読書活動を推進するため、区立図書館、児童館、保育所、保健相談所および地域文庫等が、事業の充実・発展に着実に取り組んできました。

児童館では、絵本・紙芝居のよみきかせや、図書室の本の配置を工夫し、親子で一緒に本に親しめる環境づくり等を、保育所では、地域の保護者や子どもたちに読書コーナーを開放する等、読書活動の支援・啓発を行いました。

区立図書館では、ブックスタート事業（注1、P29）を各館で定期的に実施し、保護者と乳児の親子のふれあいの大切さを広めています。また、発達段階に応じたよみきかせやおはなし会、手話付おはなし会、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の本の探検ラリー（注2、P29）等各種事業を実施してきました。

施設や設備では、区立図書館の児童図書、青少年図書の所蔵数を充実し、平成25年4月には南大泉図書館分室「こどもと本のひろば」を開館する等、子どもの読書環境を充実してきました。

2　学校（幼稚園・小学校・中学校）

幼稚園では、絵本や物語に親しめるように、よみきかせやパネルシアター、絵本ラリー（注3、P29）等を地域ボランティアとの協働で実施してきました。

小中学校では読書活動に関する指導計画を作成し、朝読書や読書週間等の取組を行うとともに、区立図書館で実施している図書の団体貸出（注4、P29）を積極的に活用し、読書活動の充実を図ってきました。また、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら学校図書館の蔵書の整理を進めたほか、学校と区立図書館等が連携し、学校図書館管理員（注5、P29）や学校図書館支援員（注6、P29）等により、ブックトーク（注7、P29）、よみきかせや調べ学習の支援を行うとともに、図書選定の助言、図書整理、適切な蔵書、利用しやすい環境整備を行う等、学校図書館を利活用した学習支援の充実も図っています。

3　関係団体等の連携・協力

家庭・地域・学校・関係機関が連携し、相互に協力しながら取り組んできました。

第一次計画に基づき平成16年度に設置した練馬区子ども読書活動推進会議において、本計画の事業の進捗状況や個別事業について意見交換や検討をしました。各区立図書館では近隣の小中学校との連絡協議会を開催し、情報交換および相互協力を進めてきました。

第二次計画（改訂版）目標指標の達成状況

第二次計画（改訂版）で設定した目標指標の達成状況は次のとおりです。

指　　標		平成 19 年度 実績値	平成 26 年度 実績値	平成 26 年度 目標値
ボランティア養成講習会、子ども読書の日講演会等の事業の開催回数および参加人数	開催回数	31　回	35　回	50　回
	参加人数	1,481　人	1,708　人	2,000　人
小中学校で開催する本の探検ラリーの実施学級数	学級数	65 学級	202 学級	140 学級
団体への貸出冊数	貸出冊数	58,226　冊	126,770　冊	125,000　冊
区立図書館におけるボランティア活動回数および活動人数	活動回数	1,355　回	1,544　回	1,800　回
	活動人数	2,905　人	7,314　人	6,700　人
子どもの貸出冊数	貸出冊数	1,326,706　冊	1,464,314　冊	1,700,000　冊
児童書および青少年向け図書の蔵書数	蔵書数	435,565　冊	564,743　冊	550,000　冊

子どもの読書活動における主な課題

第二次計画（改訂版）の取組状況等から、主に次のような課題があります。

1　日常生活を通して家庭で子どもの読書に対する興味や関心を引き出せる読書環境の整備がさらに必要です。

2　区立図書館の子どもの貸出冊数は伸び悩んでいることから、子どもが本に触れる機会を増やし、ゆっくり読書に親しむ環境を整備し充実することが必要です。

3　子どもは、学校における読書活動により、知識、教養、感性等を身に付けていきます。学校図書館の機能強化を図り、子どもが自らの興味や目的意識を持って、主体的に読書ができる教育環境の整備が必要です。

4　各区立図書館では、近隣の小中学校との情報交換や相互協力を進めています。読書から遠ざかりがちな高校生等にも読書活動を推進する働きかけが必要です。

5　児童館等の地域施設や関係団体等は、子どもが読書に親しめるよう連携・協力し、読書活動の意義の普及・啓発が引き続き必要です。

第三　計画の性格

1　本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項の規定に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」および東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、区における子どもの読書活動の状況等を考慮して策定するものです。

2　本計画は、「みどりの風吹くまちビジョン」、「練馬区教育振興基本計画」、その他関連する計画との整合性を図っています。

3　本計画は、「練馬区立図書館ビジョン」に基づき、区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものです。

4　本計画による各取組を実現するための事業については、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。

第四　計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間とします。

第五　計画の対象となる子どもの年齢

０歳から 18 歳までを対象とします。

第二章　計画の基本目標と取組の体系

子どもが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に着目して、**基本目標**を次のとおり定めます。基本目標を実現するため、乳幼児から**発達段階に応じた取組**を継続して行い、総合的・計画的に事業を展開し、読書環境を整備します。

基本目標

子どもたちが読書を通じて生きる力を身に付け、豊かな心を育めるよう、発達段階に応じた読書環境を整備します。

子どもの発達段階に応じた取組

第一　乳幼児の読書活動の推進

重点取組　子どもが自ら読書に親しめる環境の整備

重点取組事業　２事業　　関連する主な取組　９事業

第二　小中学生の読書活動の推進

重点取組　学校図書館の利活用の推進

重点取組事業　４事業　　関連する主な取組　11 事業

第三　高校生等の読書活動の推進

重点取組　高校生等の多様な読書の機会の提供

重点取組事業　２事業　　関連する主な取組　５事業

第四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進

重点取組　支援を必要とする子どもの多様な読書の機会の提供

重点取組事業　２事業　　関連する主な取組　５事業

読書活動推進の基盤づくり

第五　関係団体等との連携

重点取組　関係団体等の連携による読書活動の推進体制の充実

重点取組事業　２事業　　関連する主な取組　１事業

※　重点取組は、「練馬区立図書館ビジョン」のこれからの図書館サービスに向けた取組に対応するもので、子どもの読書活動を推進する上で根幹となる取組です。

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）体系図

基本目標

子どもたちが読書を通じて生きる力を身に付け、豊かな心を育めるよう、発達段階に応じた読書環境を整備します。

★　取組状況を測る指標と目標値を設定した項目

子どもの発達段階に応じた取組

第一　乳幼児の読書活動の推進

重点取組　子どもが自ら読書に親しめる環境の整備

《重点取組事業》
- 1 「こどもと本のひろば」コーナーの整備
- 2 区立図書館の児童図書の充実

《関連する主な取組》
- 1 ブックスタート事業の充実★
- 2 絵本のよみきかせや絵本に触れる機会の充実
- 3 区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施
  - （1）おはなし会、よみきかせ等各種事業★（2）出張おはなし会、ブックトーク（3）本の探検ラリー事業（4）区立図書館見学（5）子どもへの図書貸出促進の取組★（6）図書館資料の団体貸出の推進★
- 4 ボランティアによる異年齢間の交流等の充実
- 5 子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備
- 6 保護者への啓発
- 7 子育て支援事業における読書活動の推進
- 8 区立図書館による子育て家庭への支援
- 9 施設職員等への講習会等の実施

第二　小中学生の読書活動の推進

重点取組　学校図書館の利活用の推進

《重点取組事業》
- 1 学校図書館の活性化
  - （1）学校図書館利活用の推進★
    （2）学校図書館への支援員の配置
    （3）学校図書館所蔵図書の情報化
    （4）区立図書館による学校図書館の支援
- 2 学校支援モデル事業
- 3 学校図書館の読書環境の整備
- 4 読書指導の充実

《関連する主な取組》
- 1 多様な読書活動の推進
- 2 区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施
  - （1）おはなし会、よみきかせ等各種事業★（2）出張おはなし会、ブックトーク（3）本の探検ラリー事業★（4）区立図書館見学、職場体験（5）子どもへの図書貸出促進の取組★（6）図書館資料の団体貸出の推進★
- 3 児童館や地区区民館、学童クラブでのよみきかせ等の充実
- 4 学校図書館の地域開放の活用
- 5 学校応援団「ひろば事業」における読書活動の推進

第二　小中学生の読書活動の推進

- 6 児童・青少年期の子どもの読書活動の啓発と支援
- 7 保護者への啓発
- 8 児童図書と青少年図書の充実
- 9 子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備
- 10「こどもと本のひろば」コーナーの整備
- 11 区立図書館ホームページの充実

第三　高校生等の読書活動の推進

重点取組　高校生等の多様な読書の機会の提供

《重点取組事業》
- 1 読書を通じたコミュニケーションの場の提供
- 2 青少年コーナーの整備

《関連する主な取組》
- 1 青少年向け講座等の実施
- 2 子どもへの図書貸出促進の取組★
- 3 青少年図書の充実
- 4 中高生の提案・企画による事業の実施
- 5 区立図書館ホームページの充実

第四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進

重点取組　支援を必要とする子どもの多様な読書の機会の提供

《重点取組事業》
- 1 手話付おはなし会等の実施
- 2 布の絵本に親しむ機会の充実

《関連する主な取組》
- 1 図書等の郵送サービス
- 2 支援を必要とする子どもへの情報提供
- 3 障害等に配慮した資料の充実
- 4 特別支援学級・特別支援学校における読書活動の推進
- 5 外国語を母語とする子どもや、帰国児童・生徒への取組

読書活動推進の基盤づくり

第五　関係団体等との連携

重点取組　関係団体等の連携による読書活動の推進体制の充実

《重点取組事業》
- 1 子どもの読書活動を支援する区立図書館のセンター機能の充実★
- 2 練馬区子ども読書活動推進会議における点検・評価

《関連する主な取組》
- 1 関係団体等と区立図書館との連携
  - （1）保育所、児童館等との連携（2）小中学校との連携（3）高等学校との連携（4）特別支援学級・特別支援学校との連携（5）地域文庫等との連携（6）読書活動推進団体、ボランティアとの連携★

第三章　子どもの読書活動推進のための取組

第一　乳幼児の読書活動の推進

重 点 取 組

子どもが自ら読書に親しめる環境の整備

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

区立図書館の大規模改修時に併せ、子どもや乳幼児を連れた保護者が読書に親しめる施設・設備の充実

5 か 年 の 取 組

《重点取組事業》

1　「こどもと本のひろば」コーナーの整備（再掲 16 ページ）

平和台図書館および関町図書館の大規模改修時に、子ども専用の読書スペースの確保やベビーカー置場、授乳室の整備等、子どもや乳幼児を連れた保護者が利用しやすい「こどもと本のひろば」コーナーを整備します。

「南大泉図書館分室　こどもと本のひろば おはなしのへや」

2　区立図書館の児童図書の充実

⑴　乳幼児にふさわしい図書の選定に努め、児童図書の蔵書を充実します。

⑵　児童コーナーでの新着本・テーマ本の紹介等の企画の充実を図り、魅力あるコーナーづくりを進めます。

関連する主な取組

1　ブックスタート事業の充実

⑴　絵本を通して乳児と保護者が触れ合う機会をもてるように、保護者に乳児へのよみきかせの方法等を説明しながら絵本を手渡すブックスタート事業を充実します。区立図書館とボランティアや保健相談所が連携し、開催回数を増やすこと等により保護者の参加を促進します。

⑵　学齢期前の子どもを対象とした事業のあり方について調査・検討します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

ブックスタート事業の参加率

75.8%（平成 26 年度実績値）→　80.0%（平成 31 年度目標値）

2　絵本のよみきかせや絵本に触れる機会の充実

⑴　保育所や幼稚園は、子どもの発達段階や特性に応じた絵本のよみきかせを行います。また、幼稚園では、季節行事や安全指導の機会に絵本を有効に活用する等、日々の保育や教育を通して子どもが絵本に触れる機会を充実します。

⑵　児童館や地区区民館では、地域のボランティアと連携して、よみきかせやストーリーテリング（注 8、P29）等を行い、おはなし会を充実します。

3　区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施（再掲 14 ページ）

⑴　おはなし会、よみきかせ等各種事業

子どもの発達段階に応じたおはなし会やよみきかせを実施し、読書活動への関心を高めます。また、子どもが読書を始めるきっかけとなるよう、ぬいぐるみのおとまり会（注 9、P29）等の親子で一緒に楽しめる事業や、工作会、人形劇等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

「光が丘図書館開館 20 周年記念事業の様子」

＜取組状況を測る指標と目標値＞

区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数および参加人数

回数：　1,167 回（平成 26 年度実績値）→　　1,300 回（平成 31 年度目標値）

人数：26,773 人（平成 26 年度実績値）→　29,500 人（平成 31 年度目標値）

⑵　出張おはなし会、ブックトーク

保育所、児童館等での読書活動を支援するため、各施設を訪問してよみきかせやブックトーク等を行います。

⑶　本の探検ラリー事業

多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」を、幼児等を対象に区立図書館で実施します。

⑷　区立図書館見学

幼稚園の園児等に区立図書館への見学や訪問の機会を提供します。

⑸　子どもへの図書貸出促進の取組

区立図書館が発行する推薦図書のリスト、新着本やおはなし会等の案内の内容を充実し、図書貸出の促進を図ります。また、子どもの読書意欲を向上させるため、読んだ本の題名等を記録する取組について調査・検討します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

子どもへの貸出冊数

1,464,314 冊（平成 26 年度実績値）→　1,700,000 冊（平成 31 年度目標値）

⑹　図書館資料の団体貸出の推進

保育所、児童館等での読書活動を支援するため図書館資料の団体貸出を進めます。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

区立図書館による学校等団体への貸出冊数

126,770 冊（平成 26 年度実績値）→　140,000 冊（平成 31 年度目標値）

4　ボランティアによる異年齢間の交流等の充実

保育所や幼稚園は、地域のボランティアとの協働を推進するとともに、異年齢間の交流事業として、小学生や中学生のボランティアによる、よみきかせを充実します。

5　子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備（再掲 16 ページ）

⑴　保育所や幼稚園、児童館では、子どもが自由に絵本等を選び、読めるようにするため、子どもの興味・関心に応えられる図書の選定に努め、絵本コーナー等の環境を整備します。

⑵　保育所や児童館では、子どもや保護者への貸出を行うほか、保育所では、地域の親子も絵本コーナーを利用できるよう、施設の状況に応じて取り組みます。

⑶　施設の蔵書を充実させる方法の一つとして、区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書の活用を進めます。

6　保護者への啓発

⑴　保育所や幼稚園、保健相談所では、保護者へのお便りや保護者会等で絵本を紹介し、家庭での絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝えます。また、幼稚園は、読書に関する講演会を行います。

⑵　区立図書館は、推薦図書リストの配布やよみきかせ、わらべうた等の講座を開催し、保護者に家庭でのよみきかせを勧奨します。

7　子育て支援事業における読書活動の推進

⑴　区が実施している子育て支援事業（注10、P30）において、子どもの読書や絵本についての啓発や相談、保護者同士の交流を進めます。

⑵　よみきかせ等の活動を行う団体への活動場所の提供や、行事を連携して実施する等、読書活動の推進に努めます。

⑶　子育て学習講座（注11、P30）では、子どもの読書にかかわる学習講座を支援します。

8　区立図書館による子育て家庭への支援

⑴　おはなし会等の子どもの読書活動への参加を促したり、子育てに関する図書や情報を集めたコーナーを設置します。

⑵　子育て支援施設等で活動する親子グループや子育てサークルに、よみきかせや絵本の利用等を働きかけたり、読書に関する相談や児童図書の案内を実施します。

9　施設職員等への講習会等の実施

保育所や児童館の職員、幼稚園の教員等が子どもの読書活動の推進に役立つ知識や技術を習得できるように、講習会や研修を実施します。

第二　小中学生の読書活動の推進

重 点 取 組

学校図書館の利活用の推進

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

読書活動や学習指導が十分に展開できる学校図書館の機能強化

5 か 年 の 取 組

《重点取組事業》

1　学校図書館の活性化

学校図書館の機能強化を図り、学校図書館の利活用を推進するため、次の⑴～⑷の取組を進め、学校図書館の活性化を図ります。

⑴　学校図書館利活用の推進

小中学校で学校図書館運営計画（注 12、P30）を作成し、学校の実情に応じた学校図書館の利活用の推進を図ります。また、学校図書館の運営を支援する保護者や、ボランティア・地域住民と協力しながら、学校図書館運営の一層の充実を図ります。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

小中学校の学校図書館運営計画作成率

小学校：66.2%（平成 26 年度実績値）→ 100%（平成 31 年度目標値）

中学校：79.4%（平成 26 年度実績値）→ 100%（平成 31 年度目標値）

⑵　学校図書館への支援員の配置

学校図書館の機能を十分に活用した読書活動や学習指導が展開できるよう、図書選定の支援や図書の紹介、蔵書管理、調べ学習の教材図書の準備等を行う支援員の全校配置に取り組みます。

⑶　学校図書館所蔵図書の情報化

児童・生徒にとって利用しやすく、適切に蔵書管理された学校図書館を目指し、データベースによる蔵書管理等の学校図書館所蔵図書の情報化に取り組みます。

⑷　区立図書館による学校図書館の支援

区立図書館の運営のノウハウや資源・事業等を活かして、学校図書館のレイアウト、掲示、蔵書構成等について相談・助言を行う等、学校図書館への支援を充実します。

2　学校支援モデル事業

指定管理者制度を導入した区立図書館では、学校図書館を支援する観点から、小中学校の学校図書館に支援員を配置する、学校支援モデル事業を実施します。支援員は、担当する小中学校に赴き、学校と協議しながら学校図書館の図書選定の支援や図書の紹介、蔵書管理、調べ学習の教材図書の準備等を行います。

「学校支援モデル事業　図書の紹介の様子」

3　学校図書館の読書環境の整備

⑴　学校図書館の資料の更新や新規購入を行い、児童・生徒の多様な興味・関心に応えられる図書、各教科や総合的な学習の時間に必要な図書を充実します。

⑵　地域の人々からの図書の寄贈を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図るほか、図書以外の電磁的記録、リーフレット、標本といった学習に必要な教材の整備を検討します。

⑶　学校図書館が読書センター、学習センター、情報センター（注13、P30）としての機能を発揮できるよう、小中学校の改築等に併せて環境を整備・充実します。

4　読書指導の充実

⑴　小中学校の学校図書館担当教員が学校図書館の運営や児童・生徒の読書活動の推進に役立つ知識や技術を習得できるように講習会や研修を実施します。

⑵　小中学校の学校図書館担当教員による読書指導の実践事例の紹介や意見交換を通じて、読書指導充実のための取組を全校へ拡げます。

関連する主な取組

1　多様な読書活動の推進

⑴　朝読書の実施による全校一斉の読書活動や、読書週間等の学校行事における取組等により読書時間を確保するとともに、テーマに添って本を紹介するブックトークや、よみきかせ等による読書指導を、年間を通して計画的に実践し、児童・生徒の読書習慣の確立に取り組みます。

⑵　読書感想文コンクールの課題図書を紹介しながら、コンクールへの参加を奨励する等多様な読書活動を進めます。

2　区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施（再掲 9 ページ）

⑴　おはなし会、よみきかせ等各種事業

子どもの発達段階に応じたおはなし会やよみきかせを実施し、読書活動への関心を高めます。また、子どもが読書を始めるきっかけとなるよう、工作会、科学あそび、人形劇等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数および参加人数

回数：　1,167 回（平成 26 年度実績値）→　　1,300 回（平成 31 年度目標値）

人数：26,773 人（平成 26 年度実績値）→　29,500 人（平成 31 年度目標値）

⑵　出張おはなし会、ブックトーク

小中学校での読書活動を支援するため、学校を訪問してよみきかせやブックトーク等を行います。

⑶　本の探検ラリー事業

多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」をすべての小中学校で実施できるよう、事業を充実します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

本の探検ラリーの実施校数

48 校（平成 26 年度実績値）→　65 校（平成 31 年度目標値）

⑷　区立図書館見学、職場体験

児童・生徒に区立図書館への見学や訪問の機会を提供します。また、生徒の職場体験を受け入れ、図書館業務の体験を通して多様な読書活動の契機となる場を提供します。

⑸　子どもへの図書貸出促進の取組

区立図書館が発行する推薦図書のリスト、新着本やおはなし会等の案内の内容を充実し、図書貸出の促進を図ります。また、子どもの読書意欲を向上させるため、読んだ本の題名や日付を記録する取組について調査・検討します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

子どもへの貸出冊数

1,464,314 冊（平成 26 年度実績値）→　1,700,000 冊（平成 31 年度目標値）

⑹　図書館資料の団体貸出の推進

小中学校における読書活動を支援するため、図書館資料の団体貸出を進めます。また、小中学校に対し調べ学習を支援する図書を提供できるように、学校支援用図書の充実に努めます。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

区立図書館による学校等団体への貸出冊数

126,770 冊（平成 26 年度実績値）→　140,000 冊（平成 31 年度目標値）

3　児童館や地区区民館、学童クラブでのよみきかせ等の充実

⑴　児童館、地区区民館では地域のボランティアと連携して、よみきかせやストーリーテリング等を行い、おはなし会を充実します。

⑵　学童クラブでは、日々の保育や夏期休業中の保育日に、よみきかせや読書の時間を設け、読書活動を進めます。

4　学校図書館の地域開放の活用

⑴　子どもたちを主とした地域の方に開放されている学校図書館を活用して、図書の貸出やおはなし会等を行います。さらに地域の人材の活用を図り、行事の充実、蔵書の整備を進めます。

⑵　小学校と関係団体との連携・協力を図るとともに、学校図書館開放指導員の研修を実施します。

5　学校応援団「ひろば事業」における読書活動の推進

小学校の学校応援団（注 14、P30）が実施している児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業（注 15、P30）では、学校図書館を「読書の場」として活用します。ひろば事業を通じて学校図書館の利用を拡充することにより、児童がさまざまな本に触れる機会を提供します。

6　児童・青少年期の子どもの読書活動の啓発と支援

⑴　PTA や地域で活動する団体等が実施している、ねりま遊遊スクール（注 16、P30）等において児童・青少年の読書活動推進の取組を支援します。

⑵　社会教育施設等では、子どもの読書にかかわる講座を取り入れます。

7　保護者への啓発

⑴　小中学校や児童館、学童クラブは、保護者へのお知らせや保護者会等を通して、家庭での読書を勧奨・啓発します。

⑵　地域で活動する団体等に委託して開催している子育て学習講座を通して、子どもの読書活動について啓発します。

8　児童図書と青少年図書の充実

区立図書館は、小中学生にふさわしい図書の選定に努め、児童図書と青少年図書の蔵書を計画的に充実するとともに、児童コーナーと青少年コーナーでの新着本紹介やテーマ本紹介等の企画の充実を図り、魅力あるコーナーづくりを進めます。

9　子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備（再掲 10 ページ）

⑴　児童館、学童クラブ等では、子どもが自由に図書等を選び、読めるようにするため、子どもの興味・関心に応えられる図書の選定に努め、読書環境を整備します。児童館では、子どもや保護者への貸出を行います。

⑵　施設の蔵書を充実させる方法の一つとして、区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書の活用を進めます。

10　「こどもと本のひろば」コーナーの整備（再掲 8 ページ）

平和台図書館および関町図書館の大規模改修時に、子ども専用の読書スペースや青少年コーナーの拡充等、子どもが利用しやすい「こどもと本のひろば」コーナーを整備します。

11　区立図書館ホームページの充実（再掲 18 ページ）

⑴　子どもが使いやすく親しみやすい、子ども向けホームページや青少年向けホームページを充実します。

⑵　小中学校の調べ学習（注 17、P31）等を支援するため、教員向けのホームページの開設について検討します。

第三　高校生等の読書活動の推進

重 点 取 組

高校生等の多様な読書の機会の提供

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

読書から遠ざかりがちな青少年が、本への興味や読書の楽しさを実感できる読書環境の整備

5 か 年 の 取 組

《重点取組事業》

1　読書を通じたコミュニケーションの場の提供

参加者がおすすめの一冊を持ち寄り、本の魅力を紹介しあう、新しい“書評”の形「ビブリオバトル（知的書評合戦）」や、参加者が好きな本を持ち寄って紹介したり、参加者全員で一冊の本を読んで感想を語り合う「読書会」を区立図書館等で実施します。

「図書館でのビブリオバトルの様子」

2　青少年コーナーの整備

平和台図書館および関町図書館の大規模改修時等に、青少年コーナーを拡充し、中高生専用の閲覧席を設ける等、利用しやすい環境を整備します。

関連する主な取組

1　青少年向け講座等の実施

区立図書館は、青少年向けの企画展示や講座、映画会等を実施します。

2　子どもへの図書貸出促進の取組（再掲 10,15 ページ）

区立図書館が発行する推薦図書のリスト、新着本やおはなし会等の案内の内容を充実し、図書貸出の促進を図ります。青少年向けの読書案内については、対象を中学生から高校生までに拡大します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

子どもへの貸出冊数

1,464,314 冊（平成 26 年度）→ 1,700,000 冊（平成 31 年度）

3　青少年図書の充実

区立図書館は、青少年にふさわしい図書の選定に努め、蔵書を計画的に充実します。また、新着本紹介やテーマ本紹介等の企画を充実します。

4　中高生の提案・企画による事業の実施

中高生の提案・企画を活かした、図書館の青少年コーナーの環境整備やおすすめブックリストを作成します。

5　区立図書館ホームページの充実（再掲 16 ページ）

子どもが使いやすく親しみやすい青少年向けホームページを充実します。

第四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進

重 点 取 組

支援を必要とする子どもの多様な読書の機会の提供

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

支援を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じた、読書に親しむことができる読書環境の整備

5 か 年 の 取 組

《重点取組事業》

1　手話付おはなし会等の実施

区立図書館は、手話付おはなし会や入院中の子どもに対するよみきかせ等、支援を必要とする子どもの状態に応じたサービスを検討し充実します。

「手話付おはなし会」

2　布の絵本に親しむ機会の充実

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本（注 18、P31）の製作や収集に努め、絵本の世界に親しむ機会の充実を図ります。また、布の絵本製作講習会を開催し、ボランティアを育成します。

「布の絵本」

関連する主な取組

1　図書等の郵送サービス

身体の障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書等を郵送するサービスを充実します。

2　支援を必要とする子どもへの情報提供

⑴　特別支援学校等に対する区立図書館の情報提供の充実を図るため、情報提供の方法を検討します。

⑵　点字図書館（注19、P31）や他の公立図書館と連携し、障害等に配慮した資料目録の提供等、情報提供を充実します。

3　障害等に配慮した資料の充実

⑴　ボランティアと協働して音訳や点訳等、障害等に配慮した資料の製作を進めます。音訳ボランティア（注20、P31）養成講習会を開催し、ボランティアを養成します。

⑵　支援を必要とする子どもの図書資料のニーズの把握に努め、録音資料（図書、雑誌）や点字資料、大活字本（注21、P31）、視聴覚資料（注22、P31）の収集を充実します。

⑶　点字図書館をはじめ、全国の図書館と相互貸借（注23、P31）を実施します。

4　特別支援学級・特別支援学校における読書活動の推進

⑴　特別支援学級（知的障害学級や情緒障害学級等）において、児童・生徒の発達段階や状態に応じた読書活動を進めます。

⑵　特別支援学校における読書活動を支援するため、ブックトーク、よみきかせや図書館資料の団体貸出を実施します。

5　外国語を母語とする子どもや、帰国児童・生徒への取組

外国語による図書館の利用案内等の情報提供や外国語図書を充実し、読書活動の推進に努めます。

第五　関係団体等との連携

重 点 取 組

関係団体等の連携による読書活動の推進体制の充実

＜ ５ 年 後 の 目 標 ＞

関係団体等が連携し、相互のネットワークの中で活発な取組が展開できる子どもの読書環境の整備

５ か 年 の 取 組

《重点取組事業》

１　子どもの読書活動を支援する区立図書館のセンター機能の充実

区立図書館は、読書活動を支えるセンターとして関係団体等の相互のネットワークの構築と情報発信の充実を図り、読書率（注24、P31）を向上させる等、子どもの読書活動を推進します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

小中学生の読書率

小学生：97.0%（平成 25 年度実績値※）→ 100%（平成 31 年度目標値）

中学生：86.9%（平成 25 年度実績値※）→ 100%（平成 31 年度目標値）

※平成 26 年度読書率調査未実施のため平成 25 年度実績値を掲載。

２　練馬区子ども読書活動推進会議における点検・評価

計画を着実に推進していくため、ＰＤＣＡサイクル（※）により、取組状況の把握・点検、課題の検証を行い、その結果をその後の事業や計画の見直しに反映させていきます。Ｃ【ＣＨＥＣＫ】「結果の点検・評価」では、学識経験者、関係団体、公募区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」において、個別事業の取組状況や実態について意見交換を行い、問題点や課題を検証します。

※ＰＤＣＡサイクル

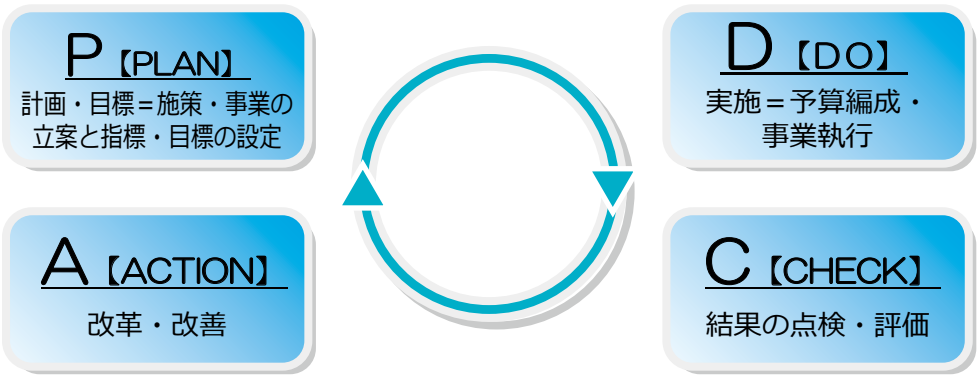

関連する主な取組

1　関係団体等と区立図書館との連携

⑴　保育所、児童館等との連携

保育所や児童館、保健相談所等と連携し、施設を利用してさまざまな講座を開催する等、子どもが読書に親しむ機会を充実します。

⑵　小中学校との連携

①　小学新１年生に対して、図書館の利用促進を図るために配布しているパンフレット「としょかんへおいでよ」や、小中学校の教員向けに、図書館資料の団体貸出や調べ学習支援等の学校支援の内容を周知するため、図書館利用案内の内容を充実します。

②　小中学校との情報交換および相互協力を図るため、各区立図書館と近隣小中学校との連絡協議会を開催する等連携を進め、児童・生徒の読書活動を支援します。

⑶　高等学校との連携

区内高等学校との連携を図り、読書にかかわるボランティア活動の受け入れを行い、体験的な学びの機会を提供します。また、高校生が読書への興味を高められる事業の実施を検討します。

⑷　特別支援学級・特別支援学校との連携

特別支援学級設置の小中学校や特別支援学校との連携を進め、児童・生徒の発達段階や状態に応じた読書活動を支援します。

⑸　地域文庫等との連携

個人宅や保健相談所等の地域の施設において、図書の貸出やよみきかせ等の活動をしている地域文庫（注 25、P31）や親子読書会（注 26、P31）の活動を促進するため、区立図書館から図書資料の貸与と情報提供を図るほか、文庫活動に必要な講習会等を実施します。

⑹　読書活動推進団体、ボランティアとの連携

①　子どもの読書活動の推進を行っている団体との情報交換に努め、協力関係を強化するとともに、地域でよみきかせ等の読書活動をするボランティアの養成や、継続して活動するボランティアの育成に努めます。

②　子どもの読書活動を行う団体やボランティアに活動の場を提供し、活動を促進します。

＜取組状況を測る指標と目標値＞

区立図書館におけるボランティアの活動回数および活動人数

回数：1,544 回（平成 26 年度実績値）→　1,800 回（平成 31 年度目標値）

人数：7,314 人（平成 26 年度実績値）→　8,000 人（平成 31 年度目標値）

発達段階別取組一覧

～子どもたちへのメッセージをそえて～

※事業名または今後実施を予定している関連事業を年齢に応じて記載しました。

0歳　誕　生

―人格形成の基礎となる時―

ふれあいとぬくもりの中で本と出会い、人との関わりの中で豊かな言葉の世界へ踏み出します。

- ブックスタート事業　※区立図書館（ブックスタート事業）　※保健相談所
- 乳幼児期の子どもへの支援　※区立図書館（ぬいぐるみのおとまり会、わらべうた講座等）
- 子育て支援事業における読書活動の啓発と支援　※子育て支援課、保育課等
- 親子グループ、子育てサークルへの支援　※区立図書館
- 保護者への図書館利用の案内・周知　※区立図書館
- 乳幼児を連れた方が利用しやすい図書館　※区立図書館
- 地域文庫の紹介、地域文庫への支援　※区立図書館
- 保育所･幼稚園での日常的なよみきかせ等　※保育所、幼稚園
- 保健相談所における読書活動　※地域文庫

7歳　小学校入学

―生涯にわたる学習の基礎を身に付ける時―

発見・感動、心を豊かにするたくさんの本が待っています。

- 学校支援モデル事業　※区立図書館
- 学校における読書活動の推進（朝読書、読書週間等）　※学校
- 学校図書館の利用　※学校
- 学級文庫、学校図書館の充実　※区立図書館（団体貸出事業）
- 本の探検ラリー　※区立図書館
- ブックトーク　※区立図書館等
- 推薦図書リスト　※区立図書館（ブックリスト配布）
- 学校図書館の地域開放、学校応援団の「ひろば」事業における読書活動　※子育て支援課
- 読書啓発イベント（おはなし会、お楽しみ会等）　※区立図書館等
- 区立図書館の利用　※区立図書館（児童コーナー、図書の充実）
- インターネットによる図書館利用　※区立図書館（図書館ホームページの充実）
- 児童館・学童クラブ等における読書活動　※児童館、学童クラブ等

13歳　中学校入学

―社会人として自立して生きるための知識と技術の基礎を学ぶ時―

人を知る、歴史を学ぶ、本は過去から未来まで自由に行けるタイムマシーンです。

- 学校支援モデル事業　※区立図書館
- 学校における読書活動の推進（朝読書、読書週間等）　※学校
- 学校図書館の利用　※学校
- 本の探検ラリー　※区立図書館
- 中学生のボランティア体験　※区立図書館
- ボランティアとしてよみきかせを行う　※保育所、幼稚園等
- 職場体験（区立図書館の仕事を体験する）　※区立図書館
- 区立図書館の利用　※区立図書館（青少年コーナー、図書の充実）
- インターネットによる図書館利用　※区立図書館（図書館ホームページの充実）
- 青少年向け読書啓発イベント　※区立図書館等

15歳　義務教育終了

―専門的な技術や知識を身に付け自立への準備を整える時―

子どもから大人へ、悩みや不安、解決への糸口、希望への扉が本の中にもきっとあります。

- 学校における読書活動の推進　※学校
- 学校図書館の利用　※学校
- 区立図書館の利用　※区立図書館（青少年コーナー・図書の充実）
- ボランティアとしてよみきかせを行う　※保育所、幼稚園等
- インターネットによる図書館利用　※区立図書館（図書館ホームページの充実）
- 青少年向け読書啓発イベント　※区立図書館等

18歳

―学ぶことの意味と方法を身につけて、新しいスタートラインに立つ時―

読書の楽しさを知っている。そのことをどうか忘れないでください。

大人になる練馬の子どもたちへ

小さい時に大好きだったあの絵本を覚えていますか。大人になっても本は頼りになる友達の一人です。これからの長い人生をあなたらしく幸せに生きるためにも、きっと役立つはずです。そして、ちょっと心が疲れたら、図書館で好きだったあの絵本を開いてみるのもいいですね。

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）取組項目　担当課一覧

取組項目	担当課
第一　乳幼児の読書活動の推進	
重点取組　子どもが自ら読書に親しめる環境の整備	
重点取組事業	
1　「こどもと本のひろば」コーナーの整備	光が丘図書館
2　区立図書館の児童図書の充実	
関連する主な取組	
1　ブックスタート事業の充実	各保健相談所 光が丘図書館
2　絵本のよみきかせや絵本に触れる機会の充実	保育課 地域振興課 福祉部管理課 子育て支援課 教育指導課
3　区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施	光が丘図書館
(1) おはなし会、よみきかせ等各種事業	
(2) 出張おはなし会、ブックトーク	
(3) 本の探検ラリー事業	
(4) 区立図書館見学	
(5) 子どもへの図書貸出促進の取組	
(6) 図書館資料の団体貸出の推進	
4　ボランティアによる異年齢間の交流等の充実	保育課 教育指導課
5　子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備	保育課 地域振興課 福祉部管理課 子育て支援課 教育指導課 光が丘図書館
6　保護者への啓発	保育課 各保健相談所 教育指導課 光が丘図書館
7　子育て支援事業における読書活動の推進	子育て支援課 福祉部管理課 青少年課 保育課 教育指導課
8　区立図書館による子育て家庭への支援	光が丘図書館
9　施設職員等への講習会等の実施	教育指導課 光が丘図書館

第二　小中学生の読書活動の推進		
重点取組　学校図書館の利活用の推進		
重点取組事業		
	1　学校図書館の活性化	教育指導課 教育企画課 学務課 光が丘図書館
	(1) 学校図書館利活用の推進	
	(2) 学校図書館への支援員の配置	
	(3) 学校図書館所蔵図書の情報化	
	(4) 区立図書館による学校図書館の支援	
	2　学校支援モデル事業	光が丘図書館
	3　学校図書館の読書環境の整備	教育指導課 学務課 施設給食課
	4　読書指導の充実	教育指導課 光が丘図書館
関連する主な取組		
	1　多様な読書活動の推進	教育指導課
	2　区立図書館による子どもの読書活動への関心を高める事業の実施	光が丘図書館
	(1) おはなし会、よみきかせ等各種事業	
	(2) 出張おはなし会、ブックトーク	
	(3) 本の探検ラリー事業	
	(4) 区立図書館見学、職場体験	
	(5) 子どもへの図書貸出促進の取組	
	(6) 図書館資料の団体貸出の推進	
	3　児童館や地区区民館、学童クラブでのよみきかせ等の充実	地域振興課 福祉部管理課 子育て支援課
	4　学校図書館の地域開放の活用	子育て支援課
	5　学校応援団「ひろば事業」における読書活動の推進	
	6　児童・青少年期の子どもの読書活動の啓発と支援	青少年課
	7　保護者への啓発	福祉部管理課 子育て支援課 教育指導課 青少年課
	8　児童図書と青少年図書の充実	光が丘図書館
	9　子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備	地域振興課 福祉部管理課 子育て支援課 光が丘図書館
	10　「こどもと本のひろば」コーナーの整備	光が丘図書館
	11　区立図書館ホームページの充実	

第三　高校生等の読書活動の推進			
	重点取組　高校生等の多様な読書の機会の提供		
	重点取組事業		
		1　読書を通じたコミュニケーションの場の提供	光が丘図書館
		2　青少年コーナーの整備	
	関連する主な取組		
		1　青少年向け講座等の実施	光が丘図書館
		2　子どもへの図書貸出促進の取組	
		3　青少年図書の充実	
		4　中高生の提案・企画による事業の実施	
		5　区立図書館ホームページの充実	
第四　支援を必要とする子どもの読書活動の推進			
	重点取組　支援を必要とする子どもの多様な読書の機会の提供		
	重点取組事業		
		1　手話付おはなし会等の実施	光が丘図書館
		2　布の絵本に親しむ機会の充実	
	関連する主な取組		
		1　図書等の郵送サービス	光が丘図書館
		2　支援を必要とする子どもへの情報提供	
		3　障害等に配慮した資料の充実	
		4　特別支援学級・特別支援学校における読書活動の推進	教育指導課 光が丘図書館
		5　外国語を母語とする子どもや、帰国児童・生徒への取組	光が丘図書館
第五　関係団体等との連携			
	重点取組　関係団体等の連携による読書活動の推進体制の充実		
	重点取組事業		
		1　子どもの読書活動を支援する区立図書館のセンター機能の充実	光が丘図書館
		2　練馬区子ども読書活動推進会議における点検・評価	
	関連する主な取組		
		1　関係団体等と区立図書館との連携	光が丘図書館
		(1) 保育所、児童館等との連携	
		(2) 小中学校との連携	
		(3) 高等学校との連携	
		(4) 特別支援学級・特別支援学校との連携	
		(5) 地域文庫等との連携	
		(6) 読書活動推進団体、ボランティアとの連携	

＜用語説明＞

注１（P2）ブックスタート事業
絵本やよみきかせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談所の４か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、図書館で絵本を手渡すほか、よみきかせやわらべうた、手遊びを親子で楽しむ。

注２（P2）本の探検ラリー
本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本を読んで問題を解く参加型イベント。授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、図書館を会場としても行う。

注３（P2）絵本ラリー
区立幼稚園等で開催される、絵本の内容を題材にしたクイズを解き、親子で楽しむイベント。

注４（P2）団体貸出
学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から１団体あたり３００冊を上限に図書館資料を貸し出すサービス。

注５（P2）学校図書館管理員
区が業務委託した学校図書館運営業務を行うため、委託事業者が学校図書館に派遣する人員。
図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行う。

注６（P2）学校図書館支援員
区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。
図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。

注７（P2）ブックトーク
ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

注８（P9）ストーリーテリング
本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話し（すばなし）ともいう。

注９（P9）ぬいぐるみのおとまり会
子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからぬいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、ぬいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にぬいぐるみを返すという流れで実施する。

注 10（P11）子育て支援事業

①子ども家庭支援センター「子育てのひろば」、「子育て相談」

・子育てのひろば：０～３歳の乳幼児と保護者が、楽しく遊んだり交流したりする場。

・子育て相談：地域のもっとも身近な相談窓口として、子育てに関するさまざまな相談に応じる。

②児童館「子育て支援事業」

主に平日の午前中に、乳幼児と保護者向けの事業、育児に関する講演、学習会や情報提供を行う。

③学童クラブ「子育ての広場にこにこ」

午前中の児童のいない時間帯に、０～３歳の乳幼児と保護者を対象に、親子で楽しく遊ぶ等、保護者同士の交流の場として開放する。

④区立保育園子育て相談

主として園長が、０歳～就学前の乳幼児の子育てに関する相談に応じる。

⑤区立幼稚園地域開放

未就園児（０～３歳）を対象に、子育て相談や親同士の交流の場として、月３～５回程度地域に開放する。

注 11（P11）子育て学習講座

ＰＴＡや保護者の団体、地域で活動する団体に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・運営を委託して開催する。

注 12（P12）学校図書館運営計画

小中学校ごとに作成する学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

注 13（P13）読書センター、学習センター、情報センター

学校図書館は「読書センター」、「学習センター」および「情報センター」の３つの機能を発揮することにより、学校教育の中核となる役割を果たすよう期待されている。「読書センター」としての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場となる。「学習センター」としての学校図書館は、授業に役立つ資料を揃え、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する。「情報センター」としての学校図書館は、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する。

注 14（P15）学校応援団

学校施設を有効活用し地域の核としての開かれた小学校づくりを目指し、地域の見守り、ふれあいの中で子どもたちが安全・安心に過ごすことができるように、ＰＴＡ、町会・自治会、青少年委員等の協力を得て小学校ごとに設置している。

注 15（P15）児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業

小学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校施設（校庭、学校図書館、体育館等）で、自主遊びや自主学習、読書等をすることができる場所を確保する事業。

注 16（P16）ねりま遊遊スクール

子どもや保護者等を対象にした、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、団体から提案された企画を区立施設職員が実施するもの、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

注 17（P16）調べ学習
児童・生徒が、ある課題について図書館を利用したり、聞き取り調査をして結果をまとめること。

注 18（P19）布の絵本
触って楽しむことができる布等を素材に作られた絵本。

注 19（P20）点字図書館
点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 20（P20）音訳ボランティア
視覚障害者に貸出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 21（P20）大活字本
小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 22（P20）視聴覚資料
練馬区立図書館で所蔵するＣＤ、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共ＤＶＤ等の資料。

注 23（P20）相互貸借
区立図書館で所蔵していない資料について、他自治体から借用し、利用者に提供すること、または他自治体に区立図書館の所蔵資料を貸し出すこと。

注 24（P21）読書率
東京都が設定している不読率【１か月間に１冊も本を読まなかった子どもの割合。読みかけている本がある場合は不読率には含めない。（「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査（東京都教育庁指導部平成 25 年度）（隔年実施）」による。】を用い、１００％から不読率を差し引いた数値とし、１か月間に本を読んだ子どもの割合を示す。ここでいう「本」とは、教科書・学習参考書・漫画・雑誌・図鑑・写真だけの写真集・絵だけの絵本・画集を除いたもので、授業中に読んだものは含まない。

注 25（P22）地域文庫
すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅やその他の場所で継続的に地域の子ども等に無償で図書の貸出しを行うもの。

注 26（P22）親子読書会
一人ひとりの読書生活を深く豊かにすることを目的として、定期的に複数の親子が参加して本について話し合ったり、よみきかせをしたり、また地域の子ども等に無償で図書の貸出しを行うもの。

資　料　編

資料１　「第三次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言
豊かな人生を育むための読書活動を …… 33

資料２　子どもの読書に関する国および東京都の動向…… 38

資料３　練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）の策定経過…… 39

資料４　子どもの読書活動の推進に関する法律…… 40

資料５　練馬区子ども読書活動推進会議（設置要綱、委員名簿）…… 42

資料６　練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会
（設置要綱、委員名簿）…… 44

資料１

「第三次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言

豊かな人生を育むための読書活動を

（第７期練馬区子ども読書活動推進会議）

平成 26 年 8 月 18 日

はじめに

子どもたちは読書活動によって言葉を学び、知性や感性を磨くことができます。また、表現力や想像力を豊かにし、生きる力を身につけることができます。

近年、情報化社会が急速に進み、子どもたちを取り巻く環境は著しく変化しています。パソコンやスマートフォン等が身近で日常的な情報収集の手段となり、必要な情報をいつでも気軽に入手できるようになっています。

電子メディアは、興味ある情報を気軽に得る手段として有用ですが、一方で膨大な情報の波が子どもたちに押し寄せる環境を生んでいます。安易に情報を取り入れてしまったり、ときには犯罪や事件に巻き込まれるようなリスクも生じています。そのため、子どもたちは情報をうまく取捨選択して使いこなす力、「情報リテラシー」を養うことが不可欠となっています。それに加えて、これからの社会を担う子どもたちにとって、基本的な知識を学び、さまざまな課題を解決していくために必要な思考力、判断力、表現力等を身につけ、生きる力を養っていくことも大切です。

このような社会にあるからこそ、子どもたちが読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方をしっかり身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があるのではないでしょうか。

昨年、国から第三次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」が通知され、その中で学校段階に応じて読書離れが進む傾向にあることが報告されています。

小学校低学年位までの子どもたちは、自分で絵本を読んだり、よみきかせてもらう機会がありますが、学年が上がるにつれて、塾や習い事、クラブ活動等で忙しくなり、読書をする時間が減っているのが現状です。

そうした中で、子どもたちが主体的に読書を楽しむきっかけや本と過ごす習慣を身につけていくためには、発達段階に応じた取組を明らかにしていくことが必要です。例えば、家庭で親子が一緒に本を読んだり、親子や身近な人との間で本を読んだ感想を言い合うこと等、子どもたちと周囲の大人たちが読書について語り合い、読書の楽しさを共有する機会をつくる取組が、子どもたちが読書に親しむ環境の充実に有効と思われます。また、保護者や周囲の大人たちにとっても、こうした読書活動が教養を高め、人生を豊かにし、子どもの生きる力を育むこ

とにつながることを実感し、積極的に読書活動推進に取り組むきっかけになるのではないかと考えます。

「子どもの成長にとって、本を読んでもらったり、本を読んだりすることが、大きな助けになることを、私たち大人はしっかりと知って、それをあらゆる子どもたちの育ちのバックボーンとして支えていきましょう。そのために、子ども読書活動の推進を進めていくのだということを、改めて根本において考えます。」と第二次練馬区子ども読書活動推進計画策定に向けた提言の中でも謳われています。これは、「第三次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定においても、引き続き受け継いでいかなければなりません。

区では、平成 24 年５月策定の練馬区教育振興基本計画において、子どもの読書活動の推進を示し、平成 25 年６月策定の練馬区立図書館ビジョンにおいて、サービスの方向性の一つに、学校および子育て家庭への支援の拡充を掲げ、読書に親しむ機会の充実、青少年・子育て家庭および小中学校・保育所・幼稚園への支援を謳っています。

私たち推進会議では、第二次練馬区子ども読書活動推進計画の成果と課題を踏まえ、各計画等との整合性を図りながら、「第三次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、ここに練馬区子ども読書活動推進会議の提言をお示します。

第一　家庭・地域社会等

１　家庭・地域社会等における読書活動の推進

この分野では、図書館と子育て支援部署の連携を中心として、５項目 16 事業が実施されました。

家庭や、保育所、児童館、保健相談所において、子どもたちが本にふれあう環境の充実を図るとともに、保護者等に対し、よみきかせの大切さや意義を伝え、家庭における読書活動の啓発と支援を進めていくことが大切です。

子どもは、大人から本の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。保護者、保育士等子どもに身近な大人に対して、読書活動への理解と関心を高める情報を発信し、保護者が参加できるよみきかせの講座や講習会の開催、保育士等によみきかせの研修への参加を促進する等、家庭を支援する取組を進めることで読書活動推進の充実を図ることを希望します。

乳児とその保護者を対象に、絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝え、本に親しんでもらうブックスタート事業は、年々配布数が増加しています。今後もこの事業を継続していくとともに、新たな学齢、小学校入学前の年齢層に対する取組の検討も必要ではないかと考えます。

地域や図書館で活躍するボランティアの活動回数に増減はあるものの、活動人数は着実に増

えており、同じボランティアが熱心に取り組んでいることが見て取れます。引き続き新規のボランティアの育成に取り組むとともに、より適切で質の高い活動に結びつくように、ボランティアフォロー研修等、資質向上を図るスキルアップ講習会の充実が必要だと考えます。

小中学校の地域への開放事業として、学校図書館も活用されており、平成23年度からは全小学校でひろば事業が実施され、子どもたちの読書の場となっています。これらの事業が子どもたちの読書活動の推進につながるよう期待します。

２　保育所、児童館等における読書活動の推進

この分野では、保育所、児童館、学童クラブ、地区区民館、保健相談所等において、３項目22事業が実施されました。

子どもの読書活動は、家庭や区立図書館、地域ボランティアと、各施設が連携し、様々な機会をとらえてさらなる支援を行うことが欠かせません。また、区立図書館、児童館、保健相談所、開放図書館等と連携してきた、地域文庫等とのつながりを今後も大切にします。

第二　区立図書館

１　読書活動の推進

この分野では、光が丘図書館が中心となって９項目18事業が実施されました。

区立図書館の子ども読書の日に併せた講演会や各種事業は定着してきています。これらの子ども読書の日関連事業以外にも区立図書館では日々様々な事業に取り組んでいることから、それらの報告や評価も必要と考えます。

本の探検ラリーは、実施学級数は計画指標以上に進んでいますが、学校により取組の差があるようです。様々な本に親しむ契機となることから、全学校での計画的な実施を望むとともに、特に中学校での実施を増やす取組を期待します。

図書館ホームページに新たに青少年向けページを開設する等情報発信も充実してきています。

障害のある子どもに対するサービスとして、手話付おはなし会を開催する等取り組んでいます。布の絵本や大活字本等の図書の提供や、読書の相談、おはなし会やおたのしみ会等を、関係機関と連携・協力を図りながらさらに充実していかなければなりません。障害のある子どもが利用しやすい施設・設備の整備に努めてほしいと思います。

子どもの読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発活動をさらに進め、子どもたちが、主体的に読書を楽しむ基礎をつくり自主性を養えるような取組が今後も不可欠です。

２　読書活動推進のための施設・設備の整備・充実

この分野では、７項目 10 事業が計画され実施されています。

児童・青少年向けの図書の充実や、南大泉図書館分室こどもと本のひろばの整備、石神井公園駅受取窓口の開設等、子どもの読書活動を推進する整備が進められています。これからも区立図書館や各関係施設の改修時等に併せて、子どもが本と出会い、健やかな成長を育むことを目的として整備されたこどもと本のひろばのような、子どもがゆっくり読書に親しめる環境の整備・充実を進めていくことが重要です。

第三　学校（幼稚園・小・中学校）等

１　学校（幼稚園・小学校・中学校）における読書活動の推進

この分野では、幼稚園、小学校、中学校において、６項目 30 事業が展開されました。

子どもの発達段階に合わせた取組は（「練馬区子ども読書活動推進計画 平成 16 年３月」所収「発達段階別取組一覧（子どもたちへのメッセージをそえて)」）によって進められています。

東京都の児童・生徒の不読率（１か月間に１冊も本を読まなかった割合）の調査結果の推移は、減少していることから、各学校での全校一斉の読書活動等の取組の成果が見られます。

平成 21 年度から南田中図書館で実施された学校支援モデル事業は、現在、小中学校 60 校で展開され、児童・生徒の調べ学習や読書活動、蔵書管理を行う等、学校図書館づくりに成果をあげています。このことから、学校における読書活動の一層の推進のためには、学校図書館の利活用を積極的に図ることが必要です。特に、小中学校の図書館に児童・生徒と本とをつなぐ役割を果たす人材の配置に取り組むことが重要であると思われます。また、さらに、司書教諭の適正配置のみならず、司書教諭および学校図書館担当教諭の研修の充実が必要です。

２　読書活動推進のための施設・設備の整備・充実

区立図書館から学校等への団体貸出も近年増加しており、学級文庫として利用したり、朝読書に活用したりする等、子どもたちが図書館以外で読書をする機会が増えてきているといえます。

学校図書館の蔵書は紙台帳等で管理することが多く、学校図書館にコンピュータを導入する等の電算化を進めることにより、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能となります。より読書活動をしやすい環境づくりに取り組むことが大切です。

第四　関係団体等の連携・協力

この分野では 10 項目 13 事業が実施されました。

区立図書館は子どもの読書活動を支援するセンター機能を発揮して、関係団体相互のネットワークの構築・活性化と情報発信の充実を図っていかなければなりません。

小中学校との連携は、連絡協議会の開催や、職業体験、図書館見学の受け入れ、団体貸出等進んできています。高等学校との連携は、奉仕活動の受け入れは行っていますが、今後新たな連携が望まれます。

地域では、区立図書館、関係施設等と、読書関連団体と連携を図りながら読書活動を進めることも大切です。

結び

読書活動から得られるものは、生涯にわたって学び、身につけていくべき、教養・価値観・感性等、すべての人間的活動の基礎となる重要な要素です。

また、それは子どもが他者とのコミュニケーション能力を高めることにつながり、社会性を身につけていく上での基礎となる力を育みます。

子どもが、本をよく読むようになるためには、身近に本があることと、子どもと本とをつなぐ「人」が存在していることが必要だと思います。

練馬の子どもたちが、乳幼児期、学童期、青年期の各段階において、生きる力や豊かな感性を持ち続けるために、必要な読書環境を用意していくことが望ましいと私たちは考えます。

資料２

子どもの読書に関する国および東京都の動向

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）が制定され、国および地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や計画を策定し、公表することが定められました。これを受け、国および東京都は、つぎのように法律の整備や計画の策定等を進めてきました。

１　国の動向

国は、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）成立後「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 14 年８月）および「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次)」（平成 20 年３月）を策定しました。

国会決議により平成 22 年を「国民読書年」とし、国を挙げて読書活動の推進に向けたさまざまな取組が実施されるとともに、平成 23 年８月に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の一部改正、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正（平成 24 年 12 月）等、子どもの読書活動に関連する法律上の整備がなされてきました。

平成 25 年５月には「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次)」が策定され、その中で家族・地域・学校等における読書活動の推進、民間団体活動に対する支援、普及啓発活動に加え、新たに不読率目標値の設定等、子どもの読書推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針が示されました。

さらに、平成 26 年６月には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置づけられました（平成 27 年４月から施行)。

２　東京都の動向

東京都は、「東京都子ども読書活動推進計画」（平成 15 年３月）および「第二次東京都子供読書活動推進計画」（平成 21 年３月）を経て、「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成 27 年３月）を策定しました。読書活動に直接関わる取組を「乳幼児」「小中学生」「高校生等」「特別な支援を必要とする児童・生徒」の成長段階別の構成とし、乳幼児には、子どもへのよみきかせの充実や、保護者等への読書の重要性の啓発、小中学生には、朝読書での取組や、異年齢間等の交流等を推進する区市町村の支援等を、主な取り組みとして示しました。

＜主な目標＞

○不読率を平成 31 年度までに平成 25 年度の３割減（平成 35 年度までに半減）

○読む本の質の向上、及び読書に主体的に関わる態度の育成

○区市町村での子供読書活動推進計画の策定の推進及び読書活動をさせる人材の育成

資料３

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）の策定経過

月　日	実施事項	実施・検討内容
平成 26 年 8 月 27 日	第１回練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会	○推進会議から提言書受理 ○計画策定の背景 ○計画策定の基本的考え方 ○計画策定日程 ○検討の進め方
10 月 28 日	第２回検討委員会	○第三次計画素案の検討
11 月 17 日	第３回検討委員会	○第三次計画素案の検討
平成 27 年 1 月 8 日	第４回検討委員会	○第三次計画素案の検討
3 月 17 日	第５回検討委員会	○第三次計画素案のまとめ
6 月 21 日 ～7 月 10 日	区民意見反映（パブリックコメント）制度	
8 月　7 日	第６回検討委員会	○第三次計画案のまとめ

資料４

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

資料５

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成１６年８月３日
練教光図発第９７号

（設置）

第１条　練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

⑴　推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。

⑵　関係機関・団体の連携および協力に関すること。

⑶　練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。

⑷　その他子ども読書活動の推進に関すること。

（構成）

第３条　推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

⑴　学識経験者	１名
⑵　子ども読書活動推進団体関係者	２名
⑶　図書館関係民間団体関係者	２名
⑷　区内幼稚園関係者	１名
⑸　区内小・中学校関係者	２名
⑹　区内特別支援学校関係者	１名
⑺　公募区民	５名以内

（任期）

第４条　前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長および副座長）

第５条　推進会議に座長および副座長各１名を置き、委員が互選する。

２　座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議は、座長が召集する。

２　座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成 16 年８月３日から施行する。

付　則

（平成 19 年７月 31 日 19 練教光図第 553 号）

この要綱は、平成 19 年７月 31 日から施行する。

付　則

（平成 20 年３月 27 日 19 練教光図第 1708 号）

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

付　則

（平成 21 年 10 月 31 日 21 練教光図第 1175 号）

この要綱は、平成 21 年 11 月１日から施行する。

付　則

（平成 23 年４月 25 日 23 練教光図第 174 号）

この要綱は、平成 23 年５月１日から施行する。

付　則

（平成 25 年５月 24 日 25 練教光図第 414 号）

この要綱は、平成 25 年７月６日から施行する。

付　則

（平成 27 年７月 10 日 27 練教光図第 1046 号）

この要綱は、平成 27 年７月 10 日から施行する。

第７期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏　　名	選　出　区　分	所　　属　　等	備　　考
座長	漆澤その子	学識経験者	武蔵大学人文学部教授	
副座長	関　日奈子	子ども読書活動推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	
委員	工藤　靜子	子ども読書活動推進団体	ねりま子どもと本ネットワーク	
委員	塙　　靖沖	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	
委員	橋爪　千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	
委員	澤井　英子	区内小学校	練馬区立仲町小学校長	平成 27 年 3 月 31 日まで
委員	表迫　信行	区内小学校	練馬区立北原小学校長	平成 27 年 4 月 1 日から
委員	柴田伊知郎	区内中学校	練馬区立練馬中学校	平成 26 年 3 月 31 日まで
委員	新村　紀昭	区内中学校	練馬区立開進第四中学校長	平成 26 年 4 月 1 日から
委員	田村　初枝	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	吉岡美佐子	公募区民		
委員	小宮ひとみ	公募区民		
委員	植松　和宏	公募区民		
委員	神田万里子	公募区民		
委員	長島　良介	公募区民		平成 26 年 6 月 19 日まで

※第７期練馬区子ども読書活動推進会議委員任期は平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

資料６

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成 15 年６月 21 日
練教光図発第 68 号

（設置）

第１条　練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

２　委員長は、教育振興部長とする。

３　副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第３条　委員会は、委員長が招集し、主宰する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（所掌事項）

第４条　委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。

⑴　計画の策定に関すること。

⑵　計画案の作成に関すること。

⑶　その他委員長が必要と認めた事項。

（作業部会）

第５条　委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

２　作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第６条　委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付　則

この要綱は、平成 15 年６月 12 日から施行する。

付　則（平成 20 年６月 13 日 20 練教光図第 433 号）

この要綱は、平成 20 年６月 13 日から施行する。

付　則（平成 25 年８月 31 日 25 練教光図第 1059 号）

この要綱は、平成 25 年９月１日から施行する。

別表（第２条関係）

教育振興部長（委員長） 教育振興部光が丘図書館長（副委員長） 企画部企画課長 健康部保健相談所長（１名） 教育振興部教育指導課長 こども家庭部子育て支援課長 こども家庭部保育課長 こども家庭部青少年課長 区立幼稚園長（１名） 区立小学校長（１名） 区立中学校長（１名） 【11 名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏　名	役　職	備　考
委員長	郡　　榮作	教育振興部長	平成 27 年 3 月 31 日まで
委員長	中村　哲明		
副委員長	加藤　信良	教育振興部光が丘図書館長	
委員	森田　泰子	企画部企画課長	
委員	宮原　惠子	健康部光が丘保健相談所長	
委員	堀田　直樹	教育振興部教育指導課長	
委員	木村　勝巳	こども家庭部子育て支援課長	平成 27 年 3 月 31 日まで
委員	小暮　文夫		
委員	櫻井　和之	こども家庭部保育課長	
委員	中里　伸之	こども家庭部青少年課長	
委員	石橋　和子	練馬区立光が丘むらさき幼稚園長	
委員	上野　和彦	練馬区立南が丘小学校長	
委員	田代　雅規	練馬区立上石神井中学校長	平成 27 年 3 月 31 日まで
委員	古山　真樹	練馬区立開進第一中学校長	

練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）に関する
お問い合わせ先

編集・発行　練馬区教育委員会事務局
教育振興部　光が丘図書館
東京都練馬区光が丘 4-1-5
電話　03-5383-6500
http://www.lib.nerima.tokyo.jp/

R70
古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています